

委員会提出議案第1号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年5月31日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 議会運営委員長 原 典之

## 川崎市議会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

育児、看護、介護等に係る欠席の届出及び出産に伴う欠席期間の範囲について明確に規定するとともに、請願書の押印に関する規定を整備するため、この規則を制定するものである。